

分離適格振替国債の指定等に関する省令の一部を改正する省令
分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び」を「若しくは」に改め、（ ）の下に「又は同条第三項の規定の適用を受けている内国法人」を加え、同項第四号中「されている」の下に「非居住者又は」を加える。

附則

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
○財務省令第二十二号

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、国が承継した石油公団債務に係る国債の取扱い等に関する省令を次のように定める。
平成十五年三月二十八日
財務大臣 塩川正十郎

国が承継した石油公団債務に係る国債の取扱い等に関する省令
（承継国債の告示）

第一条 財務大臣は、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律附則第十条第二項及び第十二条第二項の規定により、国が石油公団の債務を承継したときは、その承継した債務に係る国債（以下「承継国債」という。）について、遅滞なく次に掲げる事項を告示するものとする。

- 一 名称及び記号
 - 二 額面総額
 - 三 額面金額の種類
 - 四 利率
 - 五 利子支払期
 - 六 償還期限
 - 七 償還金額
 - 八 その他必要な事項
- （承継国債取扱店の設置）
第二条 日本銀行は、承継国債の元金償還及び利子支払その他承継国債に関する事務を取り扱う代理店（以下「承継国債取扱店」という。）を設けることができる。

2 日本銀行は、承継国債取扱店を設置し又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その店舗の所在地及び名称を財務大臣に届け出なければならぬ。

3 日本銀行は、承継国債取扱店の店舗の所在地又は名称に変更があったときは、その旨を財務大臣に報告しなければならない。
（承継国債証券の滅失又は紛失の場合の国債規則の不適用）

第三条 承継国債については、国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第六十一条及び第六十二条の規定は適用しない。

附則

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

○農林水産省 経済産業省 令第一号
環境省

商法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第四十四号）の施行に伴い、及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律百十二号）第十五条第一項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十五年三月二十八日
財務大臣 塩川正十郎
厚生労働大臣 坂口 力
農林水産大臣 大島 理森
経済産業大臣 平沼 超夫
環境大臣 鈴木 俊一

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号二中、「取締役」の下に、「執行役」を加える。
附則
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

○財務省令第三号
経済産業省令第三号

商法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第二十三条、第三十九条ノ二第五項及び第四十条ノ二第一項第四号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十五年三月二十八日
財務大臣 塩川正十郎
経済産業大臣 平沼 超夫

商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令

商工組合中央金庫法施行規則（昭和十一年大蔵省令）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の六条を加える。
第一条ノ二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号以下「法」と謂フ）第二十三条ニ於テ準用スル商法第二百八十五条ノ規定ニ依リ商工組合中央金庫ノ会計帳簿ニ記載スベキ財産ノ価額ニ付テハ次条乃至第一条ノ七ノ規定ヲ適用ス

第一条ノ三 流動資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヨリ付スルコトヲ要ス但シ時価ヲ取得価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キトキハ其ノ価格ヲ取得価額又ハ製作価額ヨリ認メラルル場合ヲ除クノ外時価ヲ付スルコトヲ要ス
前項ノ規定ハ時価ヲ取得価額又ハ製作価額ヨリ低キトキハ時価ヲ付スルモノトスルコトヲ妨ゲズ
第一条ノ四 固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヨリ付スルコトヲ要ス但シ減却ヲ為シテ測定スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス
第一条ノ五 金債債権ニ付テハ其ノ債権金額ヨリ付スルコトヲ要ス但シ債権金額ヨリ高キ代金ニテ買入レタルトキハ相当ノ増額ヲ、債権金額ヨリ低キ代金ニテ買入レタルトキ其ノ他相当ノ理由アルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ金債債権ニ付テ立不能ノ虞アルトキハ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除スルコトヲ要ス

第一条ノ六 社債ニ付テハ其ノ取得価額ヨリ付スルコトヲ要ス但シ其ノ取得価額ガ社債ノ金額ト異ナルトキハ相当ノ増額又ハ減額ヲ為スコトヲ得
第一条ノ三第一項但書及第二項並ニ第三項ノ規定ハ市場価格アル社債ニ、同条第二項ノ規定ハ市場価格ナキ社債ニ之ヲ準用ス
前二項ノ規定ハ国債、地方債其ノ他ノ債券ニ之ヲ準用ス
第一条ノ七 株式ニ付テハ其ノ取得価額ヨリ付スルコトヲ要ス
第一条ノ三第一項但書ノ規定ハ市場価格アル株式ニ、同条第二項及第一項ノ五第三項ノ規定ハ市場価格アル株式ニシテ子会社ノ株式以外ノモノニ之ヲ準用ス
市場価格ナキ株式ニ付テハ其ノ発行会社ノ資産状態ガ著シク悪化シタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス

第一項及前項ノ規定ハ有限会社ノ社員ノ持分其ノ他出資ニ因ル持分ニ之ヲ準用ス
第七条中、「商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号以下「法」と謂フ）」を「法」に改める。
第二十七条ノ四を第二十七条ノ十一とし、第二十七条ノ三を第二十七条ノ十とする。
第二十七条ノ二第二項中、「経済産業大臣及財務大臣ガ定ムル様式」を「別紙様式第五号」に改め、同条を第二十七条ノ九とする。
第二十七条第一項中、「法第三十九条ノ二第一項ノ」を削り、同条第二項中、「法第三十九条ノ二第四項ノ」を削り、同条第三項を削り、同条を第二十七条ノ六とし、同条の次に次の二条を加える。
第二十七条ノ七 貸借対照表、損益計算書、事業報告書及附属明細書ハ左ノ各号ニ掲グル区分ニ応ジ夫々当該各号ニ定ムル様式ニ依リ之ヲ記載スベシ

- 一 貸借対照表 別紙様式第一号
- 二 損益計算書 別紙様式第二号
- 三 事業報告書 別紙様式第三号
- 四 附属明細書 別紙様式第四号